

シリーズ 視覚障害者の大学進学 Ⅰ

# 入学試験

令和5年(2023年)6月

全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国盲学校長会大学進学支援委員会・全国高等学校長協会入試点訳事業部

ご あ い さ つ

このたび、「シリーズ視覚障害者の大学進学 入学試験」を改訂いたしました。

視覚特別支援学校の高等部普通科では、一般高等学校普通科と基本的に同等の教科教育が行われております。視覚障害のある学生も、近年は大学のさまざまな学部・学科に進学し、多くの教職員の方にサポートしていただきながら大学生活を送っています。2016年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が施行され、理解や支援は同法の施行以前に比べて進んでいますが、入学試験の受験に際して、大学側の理解を得るために負担や困難を伴う事例も、今なお存在しています。

また、視覚障害者の入学試験では、配慮申請によって時間延長や出題方式の変更などの対応が行われているものの、視覚的な題材による問題や、短時間に複数の情報を処理しなければならない問題が増えているといった問題点も指摘されています。これは入試点訳においても点字問題作成上の課題となっています。

一方、視覚障害学生を送り出す高校側においても、大学で学ぶための基礎学力を養うことはもとより、支援の充実のために学生自身が主体的に関わっていくようになるための総合的な力の育成も、取り組むべき課題となっています。

本シリーズは、全国高等学校長協会特別支援学校部会・全国盲学校長会・全国高等学校長協会入試点訳事業部のご支援をいただきながら、全国盲学校長会大学進学支援委員会が編集・発行しています。また作成にあたり、筑波大学附属視覚特別支援学校高等部進路指導部にご協力をいただきました。

視覚障害者が大学に進学する際の第一歩である入学試験に対する理解が深まり、視覚障害があっても当たり前のように入学試験に臨めるようになることを願い、本冊子をお届けいたします。

令和5年6月15日

全国盲学校長会大学進学支援委員会

委員長 青木隆一

## 目 次

第1章 視覚障害者の大学受験	3
1 これまでのあゆみ	3
2 志望校決定から受験までの流れ	4
3 受験上の配慮の申請	5
1. 配慮申請とは	5
2. 手続き	8
3. 申請事項の例	9
4. 申請上の留意点	11
4 受験前相談	12
5 出願	13
6 入学前相談	14
7 大学入学共通テストについて	15
第2章 入学試験	16
1 点字による受験	16
1. 入試点訳の特性	16
2. 触読に配慮した問題	16
3. 点字試験の実施	17
4. 点字問題作成上の留意事項	18
2 拡大文字等による受験	21
3 全国高等学校長協会入試点訳事業部について	23
第3章 参考資料	24

## 第1章 視覚障害者の大学受験

### 1 これまでのあゆみ

視覚障害者が大学に進学する例は、戦前から数件ありました。戦後は、国立大学の受験にあたって受けなければならなかった「進学適性検査」の点字受験が第2回試験から可能になったこともあり、1949年から1964年までの16年間に85人の点字使用者が進学しています。しかし、当時の盲学校は理療科での職業教育が中心であり、大学進学を志す生徒たちは、理療の勉強をしながら並行して大学入試の勉強をしていました。盲学校での大学受験者はあくまで例外的な存在であり、受験にあたっての大学との交渉も、視覚障害者自身が進めなければなりませんでした。

1960年代半ば以降、京都府立盲学校や東京教育大学附属盲学校（現筑波大学附属視覚特別支援学校）の普通科の充実に伴い、徐々に盲学校卒業生の大学進学者のうちの多くが普通科卒業生となりました。さらに、1973年の学習指導要領改訂により、各盲学校の高等部に普通科が置かれるようになり、大学進学をする視覚障害者は全国に広がりました。また、1985年頃から一般の高校で学ぶ視覚障害者も増えました。そのうちの大部分は、大学進学をめざしています。

1979年度入試から実施された国公立大学共通第一次学力試験では、試行テストの段階から大学入試センターと盲学校の代表との話し合いが行われ、点字試験の実施と点字受験者には1.5倍の時間延長が認められました。なお、この時、大学入試センターと盲学校との話し合いは、すべて全国高等学校長協会の特殊学校部会（現特別支援学校部会）を通して行うこととされました。

拡大文字試験問題においては、1984年度から問題用紙の拡大が行われ、字体については、2010年度から14ポイントのゴシック体、2016年度からはレイアウト変更を伴う22ポイントのゴシック体が選べるようになりました。強度の弱視受験者に対する時間延長（1.3倍）は1990年度から認められ、2021年度大学入学共通テストからは、1.5倍の時間延長の申請が可能になりました。

この間、視覚障害者が進学する学部・学科も多様化し、点字使用の学生には学修が極めて困難であると考えられてきた学科への進学者もいます。そのため、希望する分野によっては、その分野で学ぶべき内容を十分に学修することが現実的に可能なかどうかといった検討を大学・盲学校間で行うことも必要となってきています。

また、近年は試験問題が複雑化し、原問題をそのまま点字化・拡大するだけでは視覚障害のある受験生にとって非常に取り組みにくい傾向の問題となっており、視覚障害のある受験生の能力が公平に評価される問題の作成は課題であるといえます。

## 2 志望校決定から受験までの流れ

視覚障害のある受験生が大学受験を希望する場合、受験校決定から入学までの流れはどのようになるのかを簡略化すると、以下ようになります。

- ・ 受験生が受験校を決定し、受験上の配慮申請について大学に問い合わせる。
- ・ 受験生（在籍校）が受験上の配慮を文書で申請する。
- ・ 大学が受験上の配慮の申請を受理すると、配慮内容の検討会議が行われる。（この段階で受験前相談が行われることが多い。）
- ・ 大学が配慮事項決定通知を発行する。
- ・ 受験生が配慮事項決定通知を受け取る。
- ・ 大学が視覚障害受験生の受験を予想した準備を進める。
- ・ 出願
- ・ 視覚障害受験生用の問題等の準備
- ・ 入学試験の実施
- ・ (入学の場合)入学前相談

視覚障害のある受験生が、視覚を用いる実験や実習が多い分野を希望している場合は、配慮申請を行うよりも早い段階から検討や協議を行うことが必要です。その分野に進学した場合、実験等の内容を自身が十分に理解し、学ぶべきことを十分に学べるのかどうかをよく考え、その上で、学ぶ場合にはどのような配慮があれば学べるのかを具体的に考える必要があります。また、大学側には、予算等も含めて配慮や支援がどこまでできるのか、単位認定の要件を満たすのかを検討し、受験生に伝えてもらう必要があります。

### 3 受験上の配慮の申請

#### 1. 配慮申請とは

障害のある受験生は出願時に「受験上の配慮」を申請します。

障害のある受験生に対する入試における配慮とは、障害のある受験生の学力を適切に評価するために、大学が通常の試験に合わせて障害特性に配慮した試験を行うことです。

配慮申請の締め切りや書式の有無は大学によって異なりますので、受験生は事前に大学を確認しておく必要があります。申請書の様式は、指定の書式がある場合はそれに沿います。大学の書式の記入例では受験生本人が提出することになっているものがほとんどです。しかし、受験生が学習を進めながら配慮申請の文書も作成することは負担が大きいことや、大学と受験生という関係において受験生は要望しにくい立場となりやすく、本人が能力を十分に発揮するために最適な手段での受験が実現しない可能性も考えられることから、在籍校で作成することが望ましいでしょう。ただし、大学入学後に、障害の状況やそのために必要な支援について学生自身が的確に説明できるよう、記載内容については学校の指導の下に本人と確認しておく必要があります。

6～7ページに申請書の書式例を記載しています。

(配慮申請書の例)

●●発第●●号

令和●年●月●日

●●大学 学長 殿

●●盲学校長

●● ●●

入学試験における視覚障害に伴う受験上の配慮について（依頼）

●●の候、貴学の皆様方におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和●年度の貴学入学試験の受験を、本校の下記の者が希望しております。この生徒には視覚に障害がありますので、入学試験にあたり、別紙のとおり、受験上の配慮の御検討をお願い申し上げます。

なお、生徒本人の障害など、この件に関するお問い合わせは、高等部進路指導部までお願いします。

学務御多忙の折、誠に恐縮ですが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

氏名 ●● ●●

連絡先

●●●●●●●●学校 高等部 進路指導部

●● ●●

T E L

F A X

E - m a i l

別紙（例）

受験上の配慮 申請書

1. 出願者氏名 ●● ●●  
平成●●年●●月●●日生 ●●歳  
令和●●年3月 本校高等部普通科卒業見込み
2. 障害の程度 ●●による視覚障害  
視力 右： 左：  
使用文字 ●●  
障害者手帳 ●●県 第●●●●●号  
第●種 ●級
3. 現住所
4. 志望学部・志望学科
5. 試験の種類
6. 試験日
7. 受験上希望する配慮事項  
(受験者に応じた必要な配慮事項を記載)
8. 添付書類
  - ・身体障害者手帳の写し
  - ・その他必要書類

以上

## 2. 手続き

受験生は次のような手順で手続きを行います。

大学の Web の入学者選抜に関する情報のページ内に、「障害のある志願者への合理的配慮について」「受験上の配慮が必要な方へ」といったページが設けられていると、受験生には大変わかりやすく助かります。

(1) 大学の Web で障害のある受験生の場合の問い合わせ方法を調べる。そのような情報が書かれていない場合は、過年度の募集要項などで「身体障害者等に係る受験上の配慮」の申請方法を調べ、特に記載のない場合は、各大学に電話で問い合わせる。

(2) 受験上の配慮申請の締め切り日は出願期間よりも早い時期に設定されているので、早めに確認する。

(3) 所定の書式の有無を確認する。

(4) 墨字受験の場合、拡大率の検討が必要になるので、実際の過去の問題冊子と解答用紙も送付してもらう。

(5) 受験上の配慮として申請したい内容を受験生と在籍校で確認し、確定する。

(6) 眼科診断書や身体障害者手帳の写しなど、必要な添付書類を揃える。

(7) 申請文書を作成し、大学に発送する。

### 3. 申請事項の例

受験生は障害の状況と受験を希望する試験の出題方式を考慮して検討します。  
具体的には次のような内容が考えられます。

次に代表的な例を記載します。

#### 【総合型選抜や学校推薦型選抜の場合の配慮事項】（点字・墨字共通）

- ・ 志願票等の代筆
- ・ 自己推薦書や志望動機などのワープロソフトによる作成および別紙に印刷したものの添付による提出
- ・ 別室受験
- ・ 小論文や基礎学力試験の時間延長
- ・ 問題用紙・解答用紙の拡大 ※拡大率も明記
- ・ 問題用紙の点字化
- ・ 点字での解答
- ・ （墨字使用者が小論文試験を受験する場合）原稿用紙の大きさや濃さの指定
- ・ 問題冊子、解答用紙、点字器、補助具等を置ける大きめの机の準備
- ・ 試験会場内の案内誘導

#### 【一般選抜の場合の配慮事項】

（点字の場合）

- ・ 出願書類の代筆記入
- ・ 点字による出題及び解答
- ・ 試験時間の延長（1.5倍）
- ・ 別室での受験
- ・ 点字器等（点字盤・点筆・点字タイプライター）・そろばん・付箋紙の持参使用
- ・ 点字盤・点字タイプライターや問題・解答用紙を置ける広さがある机の準備
- ・ 試験会場内の誘導

（墨字の場合）

- ・ マーク式の解答の文字解答
- ・ 試験時間の延長（1.3～1.5倍）
- ・ 試験問題の拡大 ※拡大率も明記
- ・ 問題文中の傍線部の強調
- ・ 別室での受験

- ・ 拡大した問題、解答用紙を置ける大きめの机の準備
- ・ 拡大読書器・拡大鏡（ルーペ）の持参使用
- ・ フェルトペンの持参使用
- ・ 試験会場内の誘導

近年は、Web での出願が増えており、入力フォームにおいて入力を進めていって始めて次に入力すべき項目がわかることがあります。視覚障害のある受験生は、サポートを得ながら Web 入力を行うことが多く、入力すべき情報を入力作業前に揃えておく必要があります。そのため、Web 出願の場合には、事前に入力項目を教えてもらえるような配慮申請をする必要もあります。

#### 4. 申請上の留意点

下記には、盲学校側が留意することを挙げています。

(1) 試験時間については、1.5 倍の時間延長が目安となっておりますが、これは大学入学共通テストでの対応に基づいています。英語のリスニング試験では、音声と音声の間の解答するための時間を2倍にする希望を出すこともあります。なお、大学入学共通テストでは、リスニング試験全体は通常の1.5 倍の時間となっておりますが、各問いに解答するための時間は、問題の内容によって調整されており、2倍以上となっております。特に、選択肢が長い場合や比較が必要な場合、また英文など文章で解答する場合には、1.5 倍では短すぎることを大学に理解してもらう必要があります。

(2) 墨字受験生の場合、本人が見やすい拡大率を、申請の際に明記する必要があります。そのために、事前に大学から実際に受験する入試方式の過去問題を取り寄せて拡大し、文字の読みやすさや用紙全体の大きさなどを検討します。問題の中に表、グラフ、新聞記事など細かい文字が含まれる可能性が考えられる場合には、この部分の拡大率については別途検討します。

(3) 墨字受験生がマーク式の解答をする場合、マークシートにマークするのは困難な場合がほとんどです。そのため、代替の解答方式として文字解答とチェック式解答があります。

#### 4 受験前相談

受験上の配慮の申請をした後、出願期間の前後に、受験前の面談が行われます。この面談の目的は、以前は、受験を拒否する大学に対し、受験を認めてもらえるよう交渉することでした。現在は、受験上の配慮や留意点について、双方で共通理解をすることが目的と捉えられており、受験上の配慮に関して事前に行われるケースがほとんどになってきています。また、面談の場において、多くの大学では入学後の支援希望事項まで確認されます。近年は、各部署の責任者や当該分野の先生が出席され、組織的に対応する大学が増えました。

面談の場では、視覚障害に関する理解がよりよいものとなるため、また、受験生は志願先の大学に対しては弱い立場になりやすいことから、在籍校の教員も同席することが望ましいです。遠方の場合にはオンラインも活用されています。

視覚障害学生が在籍したことのない大学では、この段階では、十分な支援体制がとれないことを懸念されることが多いのですが、入学後に学生本人や関係機関と相談しながら徐々に整えていただけるとよいと考えています。

## 5 出願

出願にあたって受験生は墨字の書類を調べなければならない、代筆や確認等の視覚的なサポートが必要となりますが、自分自身でもどのような書類が必要なのかを把握しておく必要があります。

また、近年は、Web での出願が増えていますが、入力フォームのアクセシビリティが十分でないことが多く、入力欄の後に例が表示されていたり、音声で読まないボタンがあったり、読み上げソフトを利用していると押すことのできないボタンがあったりします。そのため、視覚障害のある受験生は、サポートを得ながら Web 入力を行うことが多く、入力すべき情報を入力作業前に揃えておく必要があります。

ところが、入力フォームで入力を進めていって始めて入力すべき項目がわかることがあります。そうすると、入力作業にかなりの時間を要することとなり、受験生本人にとってもサポートする人にとっても負担が大きくなります。そのため、事前に入力項目を知っておくための配慮申請がなされる場合もあります。

## 6 入学前相談

障害のある受験生が試験に合格して入学するまでの間に、大学との間で「入学前相談」が行われることが多くあります。これは、本人と保護者や教員が同席し、大学の授業担当や事務担当の方々と大学での学修や生活のための支援に関して話し合う場です。

大学にとっては、視覚障害のある学生がスムーズに大学生活を開始するための環境整備等をはじめることができ、学生にとっては、大学での支援内容を確認することで、大学生活への不安を払拭できるという意義があります。

盲学校の教員が同席するのは、視覚障害のある学生が大学で学習・生活をする際に必要な支援や機器に関する情報を提供したり、視覚障害に配慮した工夫などを説明したりするため、あくまでも補助的な立場です。進学する学科等に合わせて、関係する教科の教員も同行することがあります。大切なことは、学生本人が自分の障害の状態や希望する支援を説明できるようにしておくことです。

相談の内容としてまず挙げられるのは、点字資料の必要性や入手方法の検討、教科書や資料のテキストデータ化による提供についてです。

また、総合型や推薦での選抜を経て入学する場合には、多くの大学で入学前の課題が課され、それをどのように行うかという相談も行われます。例えば、e-learning を利用する学習における代替措置の検討、学内のポータルサイトの利用が音声で対応できるかどうかの確認などです。

なお、相談内容の詳細については、パンフレットのシリーズ2「大学生活」に掲載しています。

支援は、学生本人と相談しながら、できるところから積み重ねていただければよいと考えます。学生が自身の力でできることまでしなくてよいほどの手助けは、しないようお願いいたします。いろいろな方と相談を重ねることで、学生はコミュニケーションや交渉のスキルを高めることができ、卒業後に社会で活躍するための力をつけることもできます。随時、学生と一緒に考えていただけることが、よい支援につながると思われます。

## 7 大学入学共通テストについて

大学入学共通テストの受験においても、障害等による配慮を希望する場合には、事前の申請が必要です。配慮の具体的な内容、申請方法等は大学入試センターの最新の「受験上の配慮案内（障害等のある方への配慮案内）」を必ず参照して下さい。大学入試センターの Web サイトからテキスト版をダウンロードすることもできます。（大学入試センターの URL は第 3 章に記載しています。）

受験上の配慮申請には、出願前受付と出願受付の 2 種類の方法があります。

出願前受付は、8 月上旬から 9 月下旬までの間に志願票とは別に申請書を郵送します。出願期間前に審査結果の通知を希望する場合は、9 月初旬までに申請します。出願受付は、出願期間に志願票と同時に郵送します。

配慮申請には、申請書のほかに次の添付書類が必要です。

点字受験の場合：在籍校の校長が作成した点字学習証明書

墨字受験の場合：眼科の診断書（書式は「受験上の配慮案内」に添付されている）

受験上の配慮事項は、表中に示されたもの以外を希望する場合は、申請書の「その他の希望配慮事項」に記載して申請する必要があります。

下記の項目は、視覚障害のある受験生が、おもに記載しているものです。

- ・リスニングにおいて、CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望
- ・問題冊子にチェックを行うため、シールや付箋紙の持参使用
- ・墨字問題で、傍線や下線の強調
- ・明るすぎない座席を指定
- ・書写台やルーペ、拡大読書器の持参使用
- ・問題冊子、解答用紙、点字器等を置ける大きめの机の準備
- ・試験会場内の案内誘導
- ・（墨字受験生）1.5 倍の時間延長

## 第2章 入学試験

### 1 点字による受験

#### 1. 入試点訳の特性

点字による入学試験は、受験の機会均等の実現のために、大学等の責任において行うものとされています。

試験問題を点字にするということは、原問題を機械的に点字に置き換えるのではなく、点字による等価値の問題を作成する作業です。入試問題を点字にするを「入試点訳」と呼んでいます。

入試点訳では、厳密、公正、秘密の保持のもと、正確な点訳がおこなわれなければなりません。さらに、各大学の入学試験の独自性が尊重され、その出題の意図に沿い、かつ視覚障害教育をふまえた点訳であることが必要です。

点字による試験問題では、点字が表音文字であることにより、漢字に関する問題や字数制限のある問題などにおいて、原問題からの変更や代替が必要になる場合があります。また、点字で表すことのできる範囲や触覚による認知の特性から、図表を用いた出題や図示による解答を求める問題では、その表し方に多くの場合特別な配慮が必要となります。

#### 2. 触読に配慮した問題

目で瞬時に一覧できる範囲と、指先で一覧できる範囲には大きな違いがあります。これは、目と指先の機能の違いからくる決定的な違いです。

そのため、触読（指で触れて点字や点図を読むこと）では以下のような「三つの困難」が指摘されています。

- (1) 全体像をとらえること
- (2) 必要事項を探す（検索する）こと
- (3) 二つ以上のものを比較して読むこと

そのため、点字問題として成立するように変更を加えた問題であっても、そのまま点字に置き換えただけでは、触読に適した点字問題になることはほとんどありません。墨字を目で読んで解答することを前提に作成された問題である以上、瞬時に一覧できる墨字の特性が基準となり、触読して短時間で解答できるための配慮はなされていないからです。

また、読み速度にも違いが生じます。点字を読むことに熟達した人でも、両手の指先に瞬時に触れる2文字程度をつなぎ合わせながら文章を理解しなければなりません。また、情報量についても、点字は表音文字であるため、指先から得られる1文字の情報量は、目で見ると漢字1字から得られる情報量に比べて、かなり少なくなります。墨字に置き換えて想像するならば、すべて仮名文字だけで表されおり一度に視野に入る文字数が著しく少ない状態に近いといえるでしょう。

一例を挙げると、設問の選択肢を読むことにはこの三つの困難がすべて含まれています。

近年、教科書や試験問題に表やグラフ・図が多用され、問題形式が多様化・複雑化するにつれて、この三つの困難が顕著に表れるようになりました。困難を少しでも軽減できるような点訳上の手だてとしては、記載事項の追加や検索しやすいレイアウト、書き出しの位置の工夫、問題の指示文の変更などがあります。

### 3. 点字試験の実施

#### (1) 入試問題の点訳

入試点訳は、通常、試験の前日までに、機密性を保持した状態で行われます。

点訳作業では、1名の受験生に対して10名程度の点訳者（アレンジ担当者・点字入力者・校正者・墨訳者を含む）が必要です。同じ科目の受験生が複数あっても点訳の手間と時間はほとんど変わりません。ただし、複数部数の印刷には、点字プリンター等の速度の問題から、時間がかかります。

点訳作業に入る前に、問題作成上特に配慮を要する事項等について出題者と点訳者（アレンジ担当者・校正者を含む）の間で十分に検討する必要があります。特に、漢字に関する問題や、図表などの提示や解答方法に工夫が必要な場合、問題を理解するために視覚的な経験が求められる場合、複雑な図表や複数の資料を用いて解答する必要がある場合等には、その検討作業に大変時間がかかることがあります。この作業に携わる人を、アレンジ担当者といいます。

また、点字問題に対応した解答の書き方や注意事項も点字で作成します。

#### (2) 点字による解答

点字による試験では、受験上の配慮として時間延長が認められ、試験時間が一般の受験生とは異なりますので、点字試験の受験生は、試験終了時まで別室で試験を受けることになります。

まず、点字で作成された注意事項を、試験開始前の時間に、受験生に渡します。

試験が始まると、受験生は点字盤または点字タイプライターを用いて点字で解答

します。この両方を用いることもありますし、それぞれを2台使うこともあります。作図などの問題にそなえて、受験生が表面作図器（レーズライター）や三角定規、物差しなどを持ち込むこともあります。（過去問題から、作図などの出題が予想されると、受験生がこれらの持参使用について配慮申請を行うと思われる。）また、点字では筆算が困難なことから、そろばんの使用が認められています。視力の程度によっては、計算や作図にフェルトペンなどの筆記用具を使う場合もあります。

解答用紙は、通常の点字用紙を用います。解答用紙と下書き（計算）用紙の区別をせずに配布し、試験終了時に受験生自身が整理して解答用紙を提出します。

### （3）解答の墨訳

回収された点字の解答は、ただちに墨字（通常の文字）で一般受験生用の解答用紙に記入します。この作業を墨訳といい、これに携わる人を墨訳者といいます。記述量が多くなる解答の場合にはパソコンで入力することもあります。点字には漢字はありませんが、墨訳では点字の解答を漢字仮名まじり文にして記入します。また、点訳の際に、問題の表現の変更、問題の変更、問題の削除による問題番号のずれなどがあった場合は、墨訳の際に注意しなければなりません。

そのため、墨訳者には、原問題と点字問題が与えられる必要があります。正確な墨訳のためには、点訳に携わった人が墨訳をすることが望ましいのですが、そうでない場合は、点訳の際の変更部分や受験生への指示などを、漏れなく確実に墨訳者に伝えることが必要です。

## 4. 点字問題作成上の留意事項

### （1）試験問題の点字表記

点字表記は、原則として日本点字委員会が定めた日本点字表記法2018年版および視覚特別支援学校の点字教科書で用いられている記号と表記に基づきます。また、試験問題の書き方の形式についても基準があります。

試験問題の形式は多様で、特に近年では図や表を多用したり写真等の視覚的な情報を多く取り入れたりする傾向がみられるため、どのようにすれば点字試験として成立するかという見極めが大切になります。実際の試験問題の点訳にあたっては、受験生が問題の主旨を理解でき、解答に際して過度な負担とならない点字試験問題になるよう、工夫することが必要です。

### （2）点字問題作成上、特に配慮を要する事項

いずれの場合も出題者と十分に協議をして対応します。

#### a. 解答の字数制限について

解答に字数制限のある場合は、以下の（ア）～（オ）の要領で設問の一部を変更します。いずれの場合も出題者と十分に協議し、解答の墨訳や採点に差し障りのないよう注意しておこないます。特に、点字問題で指示された点字のマス数内で点字の解答が書かれていても、墨訳すると文字数が制限に合わない場合があることを、採点者に説明し、受験生が指示通りに解答している場合にそのことを理解してもらうことが大切です。

（ア）一定の解答が考えられる比較的制限字数の少ない問題の場合は、出題者と正答例のマス数を確認し、端数を5または10に切り上げたマス数を示します。

（イ）正解が必ずしも一定していないと思われる比較的制限字数の多い問題の場合は、まず原問題の字数を示し、原問題の字数の1.6倍から1.8倍で点字のマス数を計算し、端数を5または10に切り上げたマス数を「点字何マス程度」と示します。

（ウ）小論文などの論述試験の場合は、まず原問題の字数を示し、200字を点字で1行32マス×11行と想定してマス数を示します。

（エ）設問に字数制限がないものの、原問題の解答用紙に行や一定の大きさの空欄があり、実際には一定程度の字数が想定されている設問があります。このような場合も、上記に準じて解答用紙の字数（程度）と点字のマス数（程度）を示します。

（オ）「何字を文中から抜き出せ（句読点も1字として数える）」というように、正解が決まっていると思われる設問では、出題者と正答のマス数を確認し、マス数を示しますが、抜き出す語によっては、「漢字2字に相当する語」などのように示した方が解答しやすい場合もあります。

#### b. 漢字に関する出題

表音文字である点字には漢字表記がないため、次のような対応が必要となります。点字使用者は日常的に漢字を見ているわけではないことを考慮し、問題の難易度が原問題の難易度と同等になるように配慮することが必要です。

（ア）漢字の書き取り・漢字の読みや字形を問う問題は、点字問題としては成立しませんので、出題者と協議して代替問題を用意していただくなどの変更が必要です。また、熟語の一部と同じ漢字を含む熟語の一部を選択する問題や、漢語を選択する問題も、そのままでは点字に置き換えることができないものがあるので点訳作業に入る前に検討が必要です。

漢文は書き下し文で表記しますので、漢字の読みを問う問題、漢文を書き下し文にする問題、漢文の白文に訓点符号を付す問題等は代替問題が必要です。

（イ）文章から意味を判別できない同音異義語、造語的要素の強い語、漢字表記から意味を類推できない語等は、出題者の了解を得て点訳注をつける必要があります。

(ウ) 地名や人名などの読みは、出題者に確認する必要がある場合があります。同音の固有名詞には、その区別がつくように考慮するなどの配慮をします。

#### c. 図表について

(ア) 触察で図表を理解するには多くの時間がかかることを考慮し、図表の全体像を理解した上で、細部にわたって理解ができるようにするために、出題者と協議し、図表の概要に関する説明を加えたり、項目数を最小限にしたり、提示の方法を変更したり等、様々な配慮をすることが必要です。

点字の特性を考慮しながら、原問題に沿ってわかりやすい図表を作成するためには、点訳技術だけでなく、視覚障害者の図表認知方法に関する認識および問題の趣旨の理解が不可欠です。また、試験問題であることから、受験生が自力で時間内に処理できる内容と量であることが大切です。

(イ) 受験生が、グラフや化学の構造式、図などをかくことが求められている場合は、要求されているものが、点字使用の受験生にとって時間的にも技術的にも無理がないよう、出題者と協議し配慮することが必要です。視覚的に整った状態となるようにかくことは難しいので、必要に応じて文章による補足説明をさせるようにします。その上で、どこまでの図的表現を求めるのか、出題者とよく話し合い、理解してもらうことが必要です。

#### d. 写真・イラスト等の視覚的情報について

近年、入学試験において視覚的情報を用いた出題が増えています。これらは情報量が多く、「一目瞭然」の読み取りが求められ、単純に文字情報に置き換えることでは同等の問題となりえない場合がほとんどです。文章による説明で置き換えるとしても、どの情報が解答する際に必要なのか、説明の内容をどうするか等、点字使用の受験生にとって過度な負担とならないよう出題者と十分に確認をしておく必要があります。

## 2 拡大文字等による受験

視覚による学習や生活に困難があるものの、文字の拡大や視覚補助具の使用など、特別な配慮によって普通文字（墨字）を用いて受験する視覚障害者もいます。見えにくさの状態は一人一人異なりますが、いずれのケースにおいても、試験におけるおもな配慮としては、「見えやすい」環境を設定することがあります。配慮申請で文字の拡大を希望するケースが多いのですが、拡大することにより見えづらくなる受験生もいますので、個々に応じた対応が必要となります。

### 1. 試験室

受験上の配慮として時間延長が認められると、試験時間が一般の受験生とは異なりますので、視覚障害のある受験生は、試験終了時まで別室で試験を受けることとなります。

眼疾患の特性により、暗い場所で見えにくいという人もいれば、明るすぎる場所では見えにくいという人もいますので、受験生の配慮申請に応じて試験室や室内の環境を設営します。

### 2. 視覚補助具

見えにくさを補うための補助具の使用を申請する受験生は多いと思われませんが、おもな補助具としては、拡大鏡や拡大読書器があります。

拡大読書器は、テレビカメラとディスプレイが一体化したもので、機種もいろいろあり、携帯型のものや卓上型の大型のものがあります。大型のものを使用する場合には事前に会場に設置することが必要となります。電源が必要な場合もあります。

### 3. 問題用紙・解答用紙

拡大文字等による受験では、点字問題に比べると、文字自体の変更による大規模な作業はありませんが、受験生の希望する文字の大きさへの変更などを、配慮申請に沿っておこなっていただくことが望ましいでしょう。現在は、レイアウト変更を伴わないいわゆる「単純拡大」が行われているケースが多いのですが、レイアウト変更を伴う文字ポイントの変更が行われるケースも増えています。希望する文字の大きさでの問題の提供について、ぜひ検討いただけますようお願いいたします。

#### 4. 筆記用具

鉛筆の線が見つらいと感じる受験生は、ボールペン等で解答することを希望することもあります。また、空欄や傍線部等の検索性を高めるため、マーカーを使用することもあります。

「点字による受験」の中で挙げた「三つの困難」（全体像をとらえること、必要事項を探すこと、二つ以上のものを比較して読むこと）は、墨字を使用する弱視の受験生にもあてはまるものです。

近年、図・表・イラスト等の視覚情報を多用した試験問題が多くなり、視覚障害のある受験生にとっては、全体像がわからない、細かいところまで読み取れず比較が困難である、といった困難が増えています。対応可能な配慮の幅が広がることで、困難を軽減することができます。

### 3 全国高等学校長協会入試点訳事業部について

#### 1. 全国高等学校長協会入試点訳事業部の沿革

1980年代から点字による入学試験の受験希望者が増大し、それまでのように各地の盲学校（視覚特別支援学校）が大学の依頼に応じて点訳者を派遣する方式では対応が困難になり、入試点訳業務を遂行する専門機関の設置が、視覚特別支援学校と大学の双方から望まれるようになりました。

また、その専門機関には、次のような条件が必要であると考えられました。

- (1) 正確な点訳ができること
- (2) 秘密が保持できること
- (3) 視覚障害教育をふまえた点訳ができること
- (4) 各実施機関の希望に応じた点訳ができること
- (5) 公的なものとして認められる組織であること

このような条件を満たし、実現可能なものとして、全国高等学校長協会を母体とする入試点訳組織構想が考えられ、1989年6月に「全国高等学校長協会入試点訳事業部」の設立趣意書が全国盲学校長会、および全国高等学校長協会特殊学校部会において認められました。その後、準備期間を経て、1990年秋（1991年度入試）から活動が開始されました。

なお、1995年3月7日の参議院予算委員会で視覚障害者の点字入試に関する質問があり、当時の文部大臣の答弁の中で、全国高等学校長協会入試点訳事業部の活動について理解していることが表明されています。

#### 2. 全国高等学校長協会入試点訳事業部の業務

入試点訳事業部は、大学の入学試験問題等を当該大学の依頼により点訳することを主たる業務とし、これによって、我が国の視覚障害者の大学進学をめぐる諸問題の解決に寄与することを目的として活動していますが、近年では、共生社会の実現に向けて、大学入学試験以外の試験点訳のニーズが高まってきました。

それに対応して、依頼により、大学内の定期試験や各種採用試験等の点訳業務も行っています。また、大学の授業の教材の点訳ができる点訳者の紹介も、大学からの相談に応じて行っています。詳細については、入試点訳事業部までお問い合わせください。

### 第3章 参考資料

- ・ 全国高等学校長協会入試点訳事業部パンフレット「共に学べるフィールドを創る」
- ・ 同 「試験問題点訳要領」2021年6月1日発行
- ・ 同 Web ページ  
URL: <http://www.braille-exam.org/>
- ・ 「視覚障害教育ブックレット」Vol.25～30  
筑波大学附属視覚特別支援学校視覚障害教育ブックレット編集委員会編・著  
(ジアース教育新社)
- ・ 令和5年度大学入学共通テスト「受験上の配慮案内」
- ・ 独立行政法人大学入試センター Web ページ  
URL: <http://www.dnc.ac.jp/>

本冊子についてのご質問や、さらに詳しい情報については、下記へご連絡ください。

全国盲学校長会大学進学支援委員会事務局

（筑波大学附属視覚特別支援学校内） TEL 03-3943-5423, FAX 03-3943-5410

全国高等学校長協会入試点訳事業部

（筑波大学附属視覚特別支援学校内） TEL 03-3945-6824, FAX 03-5981-9985

E-mail : ntj@braille-exam.org

シリーズ 視覚障害者の大学進学 Ⅰ  
入学試験

令和5（2023）年6月15日 発行

発行者 全国高等学校長協会特別支援学校部会

全国盲学校長会大学進学支援委員会

全国高等学校長協会入試点訳事業部